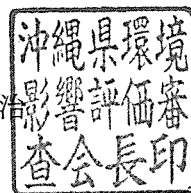




環 評 審 第 6 号
令和3年5月21日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



儀間川総合開発事業に係る事後調査報告書の審査について (答申)

令和2年11月25日付け沖縄県諮問環第12号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



(別添)

儀間川総合開発事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 魚道について

前回の環境保全措置要求（令和2年7月29日付け環政第533号）1の「メンテナンスフリーで魚道内の水量及び魚道の機能が維持されるような魚道の在り方と対策を見直すこと。」に対して、「儀間川における両側回遊性の水生生物にとって魚道の機能維持は、必要不可欠なものと考えていることから、ダム湖の水を利用するなど魚道内の水量及び魚道の機能の維持について、メンテナンスフリーも考慮したうえで、実行可能な対策を検討します。」としている。については、検討した対策及び効果並びに実施計画を事後調査報告書に記載させること。

2 ビオトープについて

前回の環境保全措置要求3の「ビオトープ整備箇所について、自然遷移による環境の創出など将来目標とする環境の在り方と対策を見直すこと。」に対して、「クメジマボタルの代替生息地として整備したビオトープの役割について再検討し、将来のビオトープの在り方等について整理する。」としている。については、整理した将来のビオトープ整備箇所の在り方等について、事後調査報告書に記載させること。